舟橋村選挙管理委員会告示第 38 号

投票記載所の氏名等の掲示の記載順序のくじを
行う場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第２項の規定により、令和８年 10 月 18 日執行の舟橋村議会議員選挙における投票所内の投票を記載する場所その他適当な個所に掲示する公職の候補者及び党派別の掲載順序を定めるくじは、次のとおり行う。

令和８年 10 月 13 日

舟橋村選挙管理委員会
委員長　林　清輝

１．場　　所　　舟橋村佛生寺 55 番地
　　舟橋村選挙管理委員会事務局
２．日　　時　　令和８年 10 月 13 日　午後５時 15 分
付記　候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができる